

2010年(平成22年)7月25日

日本スポーツ法学会事務局

〒190-0015

東京都立川市泉町 935 番地 236-301

総合スポーツ研究所内

TEL 042-540-1092 FAX 042-540-1089

E-MAIL: senda@sportsnet-japan.com

発行人 森川 貞夫

編集人 井上 洋一

日本スポーツ法学会 会報 第35号

「日本のスポーツを強くするシンポジウム」

◆◆ 報 告 ◆◆

日本スポーツ法学会主催(共催:第二東京弁護士会スポーツ法政策研究会、後援:日本弁護士連合会)のシンポジウム「日本のスポーツを強くするシンポジウム～スポーツ基本法立法を求め、スポーツ権の確立をめざして～」が、平成21年12月19日、東京大学医科学研究所(港区白金台4-6-1)1号館講堂で開催された。

シンポジウムには、政府関係者代表として文部科学省鈴木寛副大臣、国会議員代表として馳浩衆議院議員(自民党)と友近聡朗参議院議員(民主党)、研究者代表として浦川道太郎教授(早稲田大学)、齋藤健司教授(筑波大学)、スポーツ界代表として為末大選手(陸上)と長塚智広選手(自転車)、スポーツドクターを代表して後藤秀隆医師(Jリーグ我那覇和樹選手ドーピング事件のチームドクター)、日本スポーツ仲裁機構を代表して上柳敏郎専務理事など、スポーツ各界を代表する精鋭が揃い、スポーツ界の抱える様々な問題点や課題、スポーツ権やスポーツ基本法の確立の必要性、アンチ・ドーピング制度やスポーツ紛争解決組織のあり方など様々な論点について活発な議論が繰り広げられた。

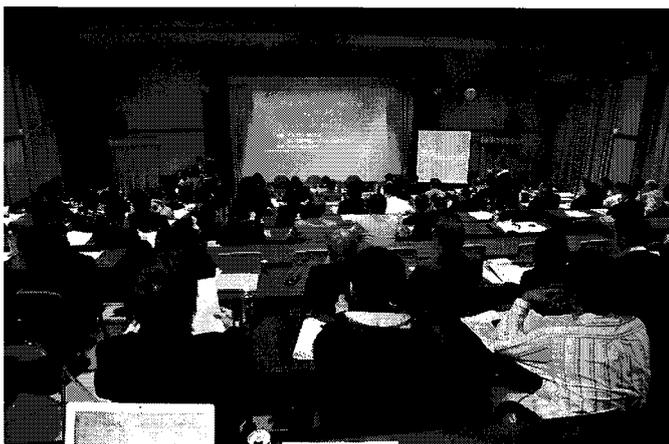
また、会場の出席者(日本アンチドーピング機構河野



一郎理事長、板橋一太JOC常務理事、田嶋幸三JOC理事、富山英明氏、シンクロメダリスト原田早穂氏)からも、スポーツ基本法のあり方やスポーツ予算などについて活発な発言が相次いだ。

なお、スポーツ基本法を所管する鈴木寛文部科学副大臣は、同法の今後について、「来年1年間、関係者などからのヒアリングを行いスポーツ基本法について論点整理を行ったうえで、2011年度の通常国会にも法案を提出したいと思います。なお、今後、日本のスポーツを普及・育成・強化していくためには、スポーツの裾野の拡大と若者たちが、将来、安心して、スポーツの世界で身を立てて行こうと思えるようなスポーツ・キャリアにしていくこと、具体的には、スポーツ界をフェアネス・ジャスティスがきちんと通用する環境に変えていくことが必要となります。このような趣旨から、今後、スポーツ基本法の立案過程において、スポーツ権の保障の問題や団体ガバナンスのあり方についてもきちんと議論をしていきたいと考えています。」との見解を表明した。引き続き、日本スポーツ法学会との緊密な協同関係を継続していくことについての確認も行った。

(境田正樹 記)



総会報告

2009年12月19日(土)、11時より東京大学医科学研究所1号館講堂において総会が開催された。総会では、2009年度活動報告及び会計報告、2010年度事業計画及び予算案、そしてアジアスポーツ法学会国際学術研究大会2009(兼:第17回学会大会)の学会大会報告及び会計報告が承認された。なお、2010年の総会は12月18日(土)と決定した。現時点での会員数は319名となった。

(井上洋一 記)

スポーツ契約等研究専門委員会

スポーツ契約等研究専門委員会の第9回研究会が、1月16日(土)午後14時から早稲田大学9号館5階第一会議室で開催されました。今回は、会員である弁護士松本泰介とJFA認定選手エージェント馬淵雄紀から、それぞれ、「2009年Jリーグ国内移籍制度の変容」と題し、2009年のJリーグにおいてなされた、国内移籍金制度の撤廃や契約交渉ルールの変更に関する研究報告と、「違約金を巡る国際的動向～ウェブスター判決、マツザレム判決を通じて～」と題し、スポーツ仲裁裁判所(CAS)やFIFA紛争解決室(DRC)においてなされた、プロサッカー選手の選手契約解除における違約金の算定基準に関する研究報告がありました。

今回の研究会においては、まず、松本会員より、FIFA Regulations on the Status and Transfer of Players (RSTP)、日本サッカー協会基本規程、Jリーグ規約及び日本サッカー協会選手契約書を基に、従前のプロサッカー選手の選手契約、国内移籍制度の特徴について、報告がなされました。また、これらの諸規程・規則においては、RSTPに反して、長らく選手契約満了後にも移籍金が発生することが定められていたのが、2009年10月1日より大幅な改正がなされ、選手契約満了後の移籍金が発生しなくなり、代わって、若い選手を育成したクラブに対する報奨金的意味合いをもつ、トレーニングコンペンセーション(育成補償金)という制度が導入されたことが紹介されました。

次に、馬淵会員より、松本会員より説明のあった国内移籍制度の変更を踏まえ、これまで実務的には選手契約の有効期間は、多くが単年契約で運用されていたが、この制度変更を見越して、複数年契約を締結するクラブが増えてきたことが紹介されました。よって、これから日

本でも複数年期間中に一方当事者から正当な理由がなく選手契約の解除を申し入れる事例が出てくることを想定し、その際における当該契約解除当事者が他方当事者に対して支払うべき違約金額の算定基準をCASにおける2つの相反するリーディングケースをもとに解説されました。また、CASの判示による違約金の算定基準と日本における民法や労働基準法上の損害賠償に関する条文を比較して、今後の検討課題が指摘されました。

(松本泰介 記)

韓国・国家人権委員会調査団訪日

6月22日(火)から26日(土)まで、韓国の国家人権委員会のチェ・ウンスクさんを団長とする「スポーツと人権」調査団が来日し、本学会との情報交換会のほか、(財)日本オリンピック委員会・(財)日本体育協会、文部科学省スポーツ・青少年局、法務省人権擁護局、全国高等学校体育連盟、全国高等学校野球連盟、大阪府立天王寺高校などを訪問され、情報収集、意見交換をされた。



22日(火)午後3時より、岸記念体育会館のスポーツマンクラブにおいて、本学会からは森川貞夫会長、竹之下義弘副会長、井上洋一事務局長、齋藤健司理事、森浩寿



理事、白井久明監事、中田誠事務局員らが出席して、日本スポーツ法学会との情報交換会が開催された。森理事から「日本におけるスポーツと人権の取り組みと課題」についてのレクチャーの後、質疑応答、意見交換が活発に行われた。その後、場所を移して懇親会が催された。

韓国では、テレビ番組の特集で体育学校（エリート校）における人権侵害（体罰・しごき、セクハラなど）が取り上げられ、大きな社会問題になっているそうです。そこで、国家人権委員会が中心となりプロジェクトが結成され、問題解決に向けて調査・研究が始まっているそうです。昨年は、イギリスやデンマークを訪問され、今年は日本と秋にオーストラリアを訪問する予定だそうです。

(森 浩寿 記)

理事会議事要録

◆◆ 第 9 回 理 事 会 ◆◆

日時：2009年10月31日(土)13:00~14:30
 場所：日本体育協会スポーツマンクラブ
 出席理事：森川貞夫会長、浦川道太郎副会長、竹之下義弘副会長、井上洋一事務局長、齋藤健司、酒井俊皓、菅原哲朗、濱野吉生、望月浩一郎、吉田勝光、
 出席監事：白井久明
 出席事務局員：千田志郎、中田 誠
 委任状提出：小笠原正、諏訪伸夫、森浩寿

【報告事項】

1. アジアスポーツ法学会理事会会議録の確認
 別紙「アジアスポーツ法学会理事会会議録」を一部修正のうえ確認した。
2. その他
 千田事務局員より、「指導者・管理者のためのワンポイントアドバイス」が2シリーズ刊行されたことについて、報告があった。

【審議事項】

1. 入退会について
 入会者5名、退会者1名を承認した。
 新入会者：高畑拓、小坂準記、栗山陽一郎、金子剛大、奥博司
2. アジアスポーツ法学会国際学術大会2009について
 アジアスポーツ法学会国際学術大会2009について、総務、企画、渉外、財務、会計について井上事務局員より報告があり、その後反省点を審議した。
3. 総会について

(1) アジアスポーツ法学会の会計報告について、別紙「アジアスポーツ法学会2009特別会計」「日本スポーツ法学会アジアスポーツ法学会2009収支」及び「日本アジアスポーツ法学会2009年度収支明細」に基づいて審議し、一部修正のうえ承認した。特に、井上事務局員より、宿泊費キャンセル料が発生しなかったこと、今後プログラム印刷費等が別途発生することの説明があった。また、通訳等アルバイト謝金を支払う方向で調整することが承認された。

(2) 日本スポーツ法学会の会計・事業報告及び会計・事業計画について、別紙「日本スポーツ法学会2009年度会計報告」、「日本スポーツ法学会2010年度予算案」「2009年度活動報告」及び「2010年度事業計画」に基づいて審議し、一部修正のうえ承認した。

アジアスポーツ法学会の残金は、アジアスポーツ法学会積立金にまわすことを承認した。

2010年第18回大会は、2010年12月18日に早稲田大学9号館第1会議室で開催することを決定した。

平成21年12月19日10時30分から総会前に理事会を開催し、再度総会資料を確認及び承認することとした。

4. 合同研究会12月19日(土)について

菅原理事より平成21年12月19日のシンポジウム「日本のスポーツを強くする」について、趣旨、シンポジスト、日弁連との共催、案内等について提案があり、承認された。

5. 年報について

齋藤理事より、年報委員の定期的な交代の必要性について意見があった。

6. 会報（ニュースレター）について

「指導者・管理者のためのワンポイントアドバイス」の完成について、可能な範囲で情報を掲載することとした。

(井上洋一 記)

◆◆ 第 10 回 理 事 会 ◆◆

日時：2009年12月19日(土)10:30~
 場所：東京大学医科学研究所会議室
 出席理事：森川貞夫会長、浦川道太郎副会長、竹之下義弘副会長、井上洋一事務局長、笠井修、桂充弘、諏訪伸夫、齋藤健司、酒井俊皓、佐藤千春、菅原哲朗、中村祐司、望月浩一郎、森浩寿
 出席監事：白井久明、日野一男
 出席事務局員：崔光日、中田誠
 委任状提出：小笠原正、道垣内正人、濱野吉生、吉田勝光

【報告事項】

1. 会報発行が遅れていることが報告された。
2. 森川会長から、韓国スポーツエンタテインメント国

際大会についての報告があった。

【審議事項】

1. 入退会について

入会申込者8名が承認された。
会員はこの時点で319名。

2. 総会について

総会に諮る2009年活動報告、2009年会計報告、
2010年事業計画が承認された（アジアスポーツ法学会
会計報告を含む）。
2010年の総会は12月18日(土)に決定した。

3. 合同研究会について

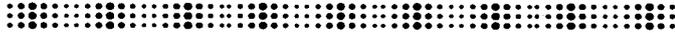
菅原会員から、当日のシンポジウムの予定について
説明があった。

4. その他

2010年の理事会等の開催は、以下の日程が提案さ
れ、今後さらに調整されることになった。
4月17日、7月24日(大阪で合同部会)、9月18日
(後日11日に変更)、10月23日、12月18日(大会)
(中田 誠 記)



日本スポーツ仲裁機構および
全国高等学校体育連盟への要望書



日本スポーツ法学会（主管：スポーツ基本法立法研
究専門委員会プロジェクトチーム）と第二東京弁護士
会スポーツ法政策研究会は、2009年12月19日、「日
本のスポーツを強くするシンポジウム—スポーツ基本
法立法を求め、スポーツ権の確立をめざして」との
テーマでシンポジウム(http://www.soc.nii.ac.jp/jsla/J/symposium_09-12.htm)を開催しました。

このシンポジウムにおいて、全国高等学校総合体育
大会の地区予選会への出場を拒まれた生徒の保護者
が、地区予選会に出場できるよう救済を求める発言を
しました。

この事件は、当事者による話し合い円満に解決され、
当該選手は地区予選に参加することができ、ここで上
位入賞を果たし、全国大会にも出場することができま
した。

この事件を契機に、全国高等学校体育連盟が主催す
る全国高校総合体育大会（インターハイ）とその地区
予選に関するスポーツ紛争は日本スポーツ仲裁機構に
おける仲裁で解決することが、事実上困難であること
がわかりました。

シンポジウムの主管である日本スポーツ法学会ス
ポーツ基本法立法研究専門委員会プロジェクトチーム
と第二東京弁護士会スポーツ法政策研究会は、「ス

ポーツ権の確立をめざして」というシンポジウムの趣
旨に照らして、日本スポーツ仲裁機構における仲裁が
事実上利用できない状態は改善されるべきであるとし
て、両会連名で、日本スポーツ仲裁機構と全国高等学
校体育連盟に対する2010年2月1日付要望書を提出
しました。

2010年2月1日

〒150-0041
東京都渋谷区神南2丁目1番1号
国立代々木競技場内
TEL: 03-5465-1415 FAX: 03-3466-0741
一般財団法人日本スポーツ仲裁機構
代表理事（機構長） 道垣内 正人 様

〒100-0014
東京都千代田区永田町2-16-2 星陵会館 一階
TEL: 03-3581-5094 FAX: 03-3581-6452
財団法人全国高等学校体育連盟
会 長 三田 清一 様

日本スポーツ法学会スポーツ基本法立法研究
専門委員会プロジェクトチーム
委 員 長 菅原 哲朗

第二東京弁護士会スポーツ法政策研究会
代表幹事 菅原 哲朗

連絡先: 〒171-0022
東京都豊島区南池袋3-16-8近代ビル6F
TEL: 03-5992-4431 FAX: 03-5992-4432
キーストーン法律事務所



要 望 書

拝啓。スポーツの健全な振興をはかるために日々活動
をされております貴団体の活動に敬意を表します。

さて、日本スポーツ法学会（主管：スポーツ基本法立
法研究専門委員会プロジェクトチーム）及び第二東京弁
護士会スポーツ法政策研究会は、2009年12月19日、「日
本のスポーツを強くするシンポジウム—スポーツ基本
法立法を求め、スポーツ権の確立をめざして」とのテーマ
でシンポジウムを行いました。このシンポジウムには、
鈴木寛文部科学副大臣、馳浩衆議院議員、友近聡朗参議
院議員、布村幸彦文部科学省スポーツ・青少年局長も参
加をされております。

全国高等学校総合体育大会の地区予選会への出場を拒
まれた生徒の保護者が、上記シンポジウムにおいて、フ
ロアから、当該生徒が選手として全国高等学校総合体育
大会の地区予選会に出場できるよう救済を求める発言を
されております。

その後、当該事案につきましては、関係者の自主的な努力で円満に解決できたと聞いておりますが、当該事案を契機に、財団法人全国高等学校体育連盟における決定をめぐる紛争は、日本スポーツ仲裁機構の仲裁による解決が事実上不可能であることが明らかとなりました。

上記シンポジウムを主催した両団体としては、スポーツ権を確立する上で上記現状を改善すべきと考え、貴団体において、検討をされることを要望するものです。

◆◆◆記◆◆◆

1 要望の趣旨

1) 日本スポーツ仲裁機構に対する要望

日本スポーツ仲裁機構においては、財団法人全国高等学校体育連盟が行う決定について日本スポーツ仲裁機構における仲裁による解決が可能となるように、規則を整備すること要望します。

2) 財団法人全国高等学校体育連盟に対する要望

財団法人全国高等学校体育連盟においては、日本スポーツ仲裁機構規則について前項の整備がされた後、同連盟が行う決定（指導を含む）について日本スポーツ仲裁機構の仲裁手続での解決を可能とするように規則を整備することを要望します。

2 要望の理由

1) 日本スポーツ仲裁機構に対する要望の理由

1. 日本スポーツ仲裁機構仲裁規則第2条1項は、「この規則は、スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関が行った決定（競技中になされる審判の判定は除く。）について、競技者等が申立人として、競技団体を被申立人としてする仲裁申立てに適用される。」

と規定し、さらに第3条第1項では、「この規則において「競技団体」とは、次の各号に定めるものをいう。

- 一 財団法人日本オリンピック委員会
- 二 財団法人日本体育協会
- 三 財団法人日本障害者スポーツ協会
- 四 各都道府県体育協会

五 前4号に定める団体の加盟若しくは準加盟又は傘下の団体」

との定義規定をしております。

財団法人全国高等学校体育連盟は、仲裁規則第3条1項5号の要件を満たしていないため、

「スポーツに関する法及びルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するため、公正中立で独立の地位を有する仲裁人をもって構成されるスポーツ仲裁パネルの仲裁により、スポーツ競技又はその運営をめぐる紛争を、迅速に解決することを目的」（仲裁規則第1条）

とする日本スポーツ仲裁機構の仲裁制度を利用することができません。

2. 日本スポーツ仲裁機構は、特定仲裁制度も設けており、財団法人全国高等学校体育連盟が特定仲裁に同意をするならば特定仲裁手続の利用が可能であります。

しかしながら、選手登録、大会出場資格をめぐる紛争のように、「請求の経済的価値の算定ができないか、又はそれが極めて困難である場合」は、申立人は、

- ① 「申立料金52,500円」に加えて、
- ② 「請求金額又は請求の経済的価値に応じて日本スポーツ仲裁機構が決定し、仲裁を申立てるにあたって、申立人が日本スポーツ仲裁機構に対して支払う」とされる「管理料金」として、「各々の請求ごとに1,050,000円」

の支払が必要となり（特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁料金規程第3条）、特定仲裁の利用は申立人に過重な経済的負担を負わせることになり、経済的負担が困難な当事者の権利救済の道が閉ざされています。

3. したがって、日本スポーツ仲裁機構に対して、財団法人全国高等学校体育連盟が仲裁に承諾する場合に、当事者に過大な経済的負担をかけることがなく仲裁又は特定仲裁を利用することが可能となるように、要望の趣旨記載のとおり要望致します。

2) 財団法人全国高等学校体育連盟に対する要望の理由

1. 財団法人全国高等学校体育連盟は、同連盟及び同連盟傘下組織の決定に対して、競技者が日本スポーツ仲裁機構に対して仲裁を申し立てることを可能とする規定は存在しません。

スポーツ六法 2010

◆法令だけではなく面白さ◆スポーツ活動に関わる情報満載まさに百科◆
通知・通達・競技団体規約・各種憲章・判例・仲裁判断等 様々な場面に
【編集代表】小笠原正・塩野宏・松尾浩也
【編集委員】浦川道太郎／川井圭司／菅原哲郎／高橋雅夫／
道垣内正人／濱野吉生／森浩寿／吉田勝光
四六判箱入 300頁 厚さ20mm 本体2,500円(税別)

スポーツ法の
人気テキスト！
導入対話
による
スポーツ法学
【第2版】
監修：小笠原正 著：諏訪伸夫 井上洋一 小笠原正 川井圭司 齋藤健司
濱野吉生 森浩寿 本体2,900円(税別)

スポーツ法学序説 「スポーツ法学」草創期の古典的名著
法社会学・法人学からのアプローチ 千葉正士 著 本体2,900円(税別)

【編集代表】石川明・池田真朗・宮島司・安富潔・三上威彦・大森正仁・三木浩一・小山剛

標準六法'10 法学教育に、一般利用に、大学院入試に
全117法令収録 本体1,280円(税別)
四六判箱入 1090頁 厚さ28mm

法学六法'10 主要教科書を精査し、初学者に必要な法令
全67法令収録 本体1,000円(税別)
四六判箱入 544頁 厚さ13mm

保育六法(第2版) 編集代表 田村和之
関係法令・自治体条例を収録した「子育て六法」
本体1,880円(税別) 四六判箱入 712頁

商品スポーツ事故の法的責任 中田誠 著
潜水事故と水域・陸域・空域事故の研究 本体6,200円(税別)

〒113-0033 東京都文京区本郷6-2-9-101 東大正門前
TEL:03(3818)1019 FAX:03(3818)0344 E-mail:order@shinzansha.co.jp



2. また、「財団法人全国高等学校体育連盟指導規定」においては、生徒・指導者・学校に対する指導に対しては、財団法人全国高等学校体育連盟内の「指導委員会」への不服申立てのみを規定しております。

スポーツ団体の決定に対する不服申立ては、スポーツ団体の決定と競技者の主張が対立する場面であり、その判断の公平性から、不服申立て機関については、不服申立者から見ても公正性が担保されていることが必要であり、一般的には、スポーツ団体外の紛争解決機関を利用することが望ましいところであります。

日本学生野球協会は、現在、日本学生野球憲章改正作業中ですが、現在公表されている改正案では、日本学生野球協会及びその傘下の団体の決定（指導及び処分を含む）に対しては日本スポーツ仲裁機構に対する不服申立ができる旨の規定を設け、最終的には日本スポーツ仲裁機構の仲裁を解決手続としているところであります。

3. 現時点では、日本スポーツ仲裁機構の規則上は、財団法人全国高等学校体育連盟が仲裁手続を利用する上で、前記のとおり問題があり、直ちに、日本スポーツ

仲裁機構の仲裁手続を利用することには困難な面が存在しますが、日本スポーツ仲裁機構においても、本要望書の趣旨に添って改善をしていただけると信じております。

4. したがって、財団法人全国高等学校体育連盟が、日本スポーツ仲裁機構の規則改正により経済的負担が過大にならずに日本スポーツ仲裁機構の仲裁又は特定仲裁に応じることができるようになることを前提として、要望の趣旨記載のとおり要望致します。

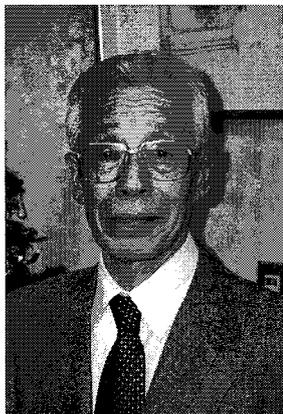
以上

第18回大会告知

日本スポーツ法学会第18回大会は、平成22年12月18日(土)に早稲田大学国際会議場で開催される予定です。

テーマやシンポジウム等については現在検討中ですので、確定次第、会員の皆様にご連絡申し上げます。

追悼 千葉正士先生



萩原金美

本学会の初代会長であられた千葉正士先生（法学博士・東京都立大学名誉教授）は昨2009年12月17日に逝去された。享年90。卒寿にまで達せられたのだから天寿を全うされたといふべきかもしれないが、先生の学恩に浴してきた者の一人としては痛恨の極みである。（ここにいささか私事を語ることを許されたい。私は45歳でいわば日曜学者の実務家（弁護士）から大学教授に転身したもので、そんな専門学者としての出遅れの嘆きを先生に語ったことがあるが、先生は「私も45歳の時米国に留学し、法人類学の師ホーベルに出会い、その時から法人類学者として新生したのだ。学問をするのに遅すぎるということはない」と励ましてくださった。今も忘れられない有り難い言葉である。）

先生は東北大学法文学部に学んだ上、大学院特別研究生として研鑽を積み、東京都立大学において専任講師・助教授・教授として定年にいたるまで教育・研究活動に従事された後、東海大学法学部の教授に転じ、同大学で第二の定年を迎えられた。

先生の学問領域は広大であり、その優れた研究成果は膨大なものがある。法哲学者として出発した先生は法社会学さらには法人類学にその研究を拡大された。日本法哲学会理事、日本法社会学会理事長、国際法人類学会理事等々の要職を歴任されたことは、先生が上記の各分野において傑出した研究者であったことを例証している。先生はこのような余人の追随を許さない研究の延長線上にスポーツ法学というわが国では未開の沃野を見出し、次第に晩年の学問上の関心の重点をこの学問に向けられるようになったのである。大学スポーツの一方の雄である東海大学という職場環境は、先生のスポーツ法学への関心をより高めたであろうことも想像に難くない。

先生のスポーツ法学に対する強烈な学問的関心は、我が国のスポーツ法学の発展のためにまことに幸いなことだったといわなければならない。先生は同学の士を糾合して本学会を創設し、その初代会長としてスポーツ法学と本学会の基礎固めに尽瘁された。いまやスポーツ法学がわが国の法学界において確固たる地歩を占めていることは衆目の承認するところである。

先生が著された『スポーツ法学序説—法社会学・法人類学からのアプローチ』（信山社、2001年）は、われわれ後進が座右の書として備えるべき古典的名著である。先生の警咳に接する機会は無永遠に失われたが、本書を熟読玩味すればスポーツ法学の進むべき正道を見失うことは決してないと私は確信している。

先生、どうか安らかにお休みください！ 合掌